

# 青森県報

号外第八十一号

平成二十六年  
十一月二十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課) …… 一
青森県事務委任規則の一部を改正する規則	(同) …… 一
青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則	(医療業務課) …… 二
青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則	(畜産課) …… 三

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令	(人事課) …… 四
-----------------------	------------

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の医療業務課の項の第八号中「医薬販売業」を「医薬品販売業」に改め、

同項の第十一号中「医療機器、化粧品及び医薬部外品」を「医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品」に改める。

第十四条の畜産課の項の第十四号中「動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器」を「動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品」に改める。

第三十二条第八項第十四号中「医療機器、化粧品及び医薬部外品」を「医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品」に改める。

別表第六青森県地方薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第二十二号中「薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)」に、「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改め、同号八を次のように改める。

八 第十条第一項(第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。)(の規定による休廃止等の届出及び第十条第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による名称等の変更の届出の受理に関する)こと。

第四条の三第一項第二十二号ト及びチ中「販売員」を「配置員」に改め、同号又中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同号ル中「第三十九条第二項」を「第三十九条第一項」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号中クをマとし、オ

をヤとし、ノをクとし、オをオとし、ウをノとし、ムをオとし、ラをウとし、同号ナ中「ツ」を「ナ」に、「販売員」を「配置員」に改め、同ナを同号ムとし、同号ネ中「ツ」を「ナ」に、「販売員」を「配置員」に改め、同ネを同号ラとし、同号中ツをナとし、ソをネとし、レを削り、同号タ中「令」を「令第一条の六第三項、第一条の七、」に、「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同タを同号ツとし、同号ヨ中「令」を「令第一条の六第一項及び」に、「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同ヨを同号ソとし、同号カ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「いう。」を「いう。」（第一条の五第一項及び）に、「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同カを同号タとし、同号ヲ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同ヲを同号ワとし、同ワの次に次のように加える。

力 第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可に関すること。

ト。

ヨ 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者に係る許可に関すること。

ヲ 第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者に係る許可に関すること。

第十三条第二項第二号中「及び医療機器に係る薬事法」を「医療機器及び再生医療等製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号二及び号中「販売員」を「配置員」に改め、同号ト中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同号チを次のように改める。

チ 第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による休廃止等の届出並びに第三十八条第一項において準用する第十条第二項の規定による名称等の変更の届出の受理に関すること。

第十三条第二項第二号中「第三十九条第二項」を「第三十九条第一項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号中オをクとし、ウをオとし、ムをノとし、ラをオとし、ナをウとし、ネをムとし、ソをラとし、同号ソ中「タ」を「ツ」に、「販売員」

を「配置員」に改め、同ソを同号ナとし、同号レ中「タ」を「ツ」に、「販売員」を「配置員」に改め、同レを同号ネとし、同号中タをツとし、ヨをソとし、同号カ中「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同カを同号レとし、同号ワ中「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同ワを同号タとし、同号ヨ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「販売業並びに」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同ヨを同号ヨとし、同号ル中「並びに医療機器」を「医療機器」に、「賃貸業者」を「貸与業者並びに再生医療等製品の販売業者」に改め、同ルを同号カとし、同号又中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同又を同号ルとし、同ルの次に次のように加える。

ヲ 第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可に関すること。

ト。

ヨ 第四十条の六第二項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者に係る許可に関すること。

ヲ 第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者に係る許可に関すること。

第十三条第二項第二号の次に次のように加える。

又 第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者に係る許可に関すること。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

青森県規則第四十八号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則（昭和三十六年九月青森県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項中「又は第三十五条第三項ただし書」を、「第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書」に改め、同条第二項中「又は第三十五条第三項本文」を、「第三十五条第三項本文、第三十九条の二第二項本文又は第四十条の六第二項本文」に改める。

第五条中「薬事法施行令、薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

「薬 局  
第一号様式中 店 舗管理者兼務許可申請書 並  
業 所 」

「薬 局 舗  
店 舗  
医 薬 品 営 業 所 管理者兼務許可申請書 並 「青森県薬事法施行細則」  
高 度 管 理 医 療 機 器 等 営 業 所  
再 生 医 療 等 製 品 営 業 所  
並 「青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

「 第 7 条 第 3 項 だ じ し 書  
第 28 条 第 3 項 だ じ し 書 並 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有  
効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 第 35 条 第 3 項 だ じ し 書 」

効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第3項ただし書 に改める。

第39条の2第2項ただし書  
第40条の6第2項ただし書

「薬 局  
第二号様式中 店 舗管理者兼務廃止届 並  
業 所 」

「薬 局 舗  
店 舗  
医 薬 品 営 業 所 管理者兼務廃止届 並 「青森県薬事法施行細則」を  
高 度 管 理 医 療 機 器 等 営 業 所  
再 生 医 療 等 製 品 営 業 所  
並 「青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第四号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十一月二十一日

青森県知事 三 枝 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部を改正する規則

青森県動物用医薬品等販売業に関する規則（昭和三十七年一月青森県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「昭和三十六年農林省令第三号」を「平成十六年農林水産省令第七号」に改める。

第二条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。  
第四条中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記様式中「蕪桐印」を「函桐印、函桐蕪桐等の記号、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療業務課の項の第十三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、同号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ホ 第七十五条の二第一項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の取消し及び業務の停止の命令に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十三号の課長専決事項の欄口中「第十三条第二項」を「第十三条第一項」に改め、同欄中力をしとし、ワをタとし、ユをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、同欄ト中「第四十条の二第二項」を「第四十条の二第一項」に改め、同トを同欄又とし、同欄ハ中「第三十六条の四第二項」

を「第三十六条の八第二項」に改め、同トを同欄リとし、同欄ホを同欄チとし、同欄ニの次に次のように加える。

ホ 第二十三条の二第一項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する事。

ハ 第二十三条の二の三第一項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録に関する事。

ト 第二十三条の二十第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可に関する事。

別表第一畜産課の項の第七号中「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の部長専決事項の欄ハ中「第七十五条第二項」の下に「及び第七十五条の二第二項」を加え、「意見の具申」を「通知」に改め、同号の課長専決事項の欄口中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭